

## 北上市週休2日工事实施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日 作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日など、カレンダーの休日どおりに現場閉所日を確保することをいう。
- (2) 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（4週8休）以上であることをいう
- (3) 現場閉所日 あらかじめ定めた休工日であり、1日を通して現場事務所での作業を含めいずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）。
- (4) 作業期間 実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (5) 実工期 工事開始日から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (6) 発注者指定型 発注者が、完全週休2日又は週休2日相当に取組むことを指定する方式をいう。

### (対象工事)

第3条 発注者は、全ての工事を週休2日工事として発注することを原則とする。ただし、次に掲げるいずれかの条件に該当するものを除く。

- (1) 社会的要請や現場条件の制約等により週休2日工事の現場閉所を行うことが困難な工事
- (2) その他、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

### (実施手続)

第4条 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書の提出前に、週休2日工事の取組を休日取得計画表兼実施報告書により工事打合簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 週休2日工事の取組の対象期間は、作業期間内とする。
  - (2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
  - (3) 機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
  - (4) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
  - (5) 現場特性、天候その他のやむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。
  - (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合においても週休2日工事として認めるものとする。
  - (7) 受注及び下請け企業者の作業員が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しないものとする。
  - (8) 現場代理人（監理技術者及び主任技術者を含む。）が現場閉所日に当該現場以外の事務所等で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しないものとする。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- 3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（発注者の責務）

第5条 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、受注者が行う週休2日工事の取組に支障とならないよう、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、債務負担行為の設定、継続費等の活用により、週休2日工事の実現のための適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

（週休2日工事の実施報告）

第6条 受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日等を含む。）までに、週休2日の取組結果（現場施工未完了の場合を含む。）について、次に掲げる書類を監督職員に提示するものとする。

- (1) 休日取得計画表兼実施報告書
- (2) 作業日報、週報、出勤簿等の休日が確保されていることがわかる資料

(工事成績評定における評価)

第7条 発注者は、週休2日工事の達成を確認した場合、工事成績評定において、次のとおり評価するものとする。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
- (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。
- (3) 明らかに受注者側の週休2日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、評定点合計から2点の減点評価を行うものとする。

(工事費の積算)

第8条 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未済となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

(1) 一般公共、電気設備、機械設備

補正係数	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上(28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06

(2) 営繕工事

補正係数*	労務費 (複合単価の労務費)
4週8休以上(28.5%以上)	1.05

※市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、(4)によること。

(3) 市場単価方式

名称	区分	4週8休以上(28.5%以上)	名称	区分	4週8休以上(28.5%以上)
鉄筋工		1.05	法面工		1.02
ガス圧接工		1.04	吹付砕工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.02	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
	撤去	1.05			
防護柵設置工	設置	1.01	道路植栽工	植樹	1.05
				剪定	1.05

(ガードレール)	撤去	1.05	公園植栽工	1.05
防護柵設置工	設置	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工	1.02
(ガードパイプ)	撤去	1.05	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.04
防護柵設置工	設置	1.04	橋面防水工	1.02
(横断・転落防止柵)	撤去	1.05	薄層カラー舗装工	1.01
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	グルーピング工	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	軟弱地盤処理工	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01
	撤去	1.04		
	移設			
道路付属物設置工	設置	1.02		
	撤去	1.05		

(4) 営繕工事等における市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正

ア 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。「基準単価」及び「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

(ア) 新営工事の場合

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

(イ) 全館無人改修の場合(基準単価の算定)

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

(ウ) 執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

イ 物価資料の掲載価格の補正方法

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

(ア) 新営工事の場合

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

(イ) 全館無人改修又は執務並行改修の場合

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A - 2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上(28.5%以上)	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02

植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
----------	--	------	------

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上(28.5%以上)	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上(28.5%以上)	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。